

# 兵庫県公報

平成22年3月12日 金曜日 第2165号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	1
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	1
○ 平成22年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（伐倒駆除）（豊かな森づくり課）	2
○ 神戸国際港都建設下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	2
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	3
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	3
公 告	
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（都市計画課）	3
企業庁公告	
○ 入札公告（姫路利水事務所）	4

## 告 示

### 兵庫県告示第262号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成22年3月1日に、川辺郡猪名川町北田原字屏風岳3番地今井病院労働組合執行委員長田中浩一郎から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成22年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 事件

今井病院労働組合が主張する次の事項について

賃金引上げ及び一時金の支給、大幅増員、夜勤制限の協定化・制度化、週休2日制の実施に関する要求ほか

#### 2 日時

平成22年3月17日（水）午前0時から事件解決に至るまで

#### 3 場所

川辺郡猪名川町北田原字屏風岳3番地 今井病院内

#### 4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。

~~~~~

### 兵庫県告示第263号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による種畜証明書を次のとおり交付した。

平成22年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

| 飼養者の住所及び氏名又は名称                               | 種類 | 品 種  | 名 前                          |
|----------------------------------------------|----|------|------------------------------|
| 朝来市和田山町安井123<br>県立農林水産技術総合センター<br>北部農業技術センター | 牛  | 黒毛和種 | 菊毬土井、菊淡土井、鶴貴土井、菊也土井、北森宮、北妙美波 |

~~~~~

**兵庫県告示第264号**

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成22年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、西脇市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、同郡市川町、同郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

平成22年 4月 1日から同年 5月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒して天敵微生物不織布製剤を設置するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合はこの限りでない。

(3) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



**兵庫県告示第265号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設下水道事業神戸市公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年 9月 5日から平成23年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし



**兵庫県告示第266号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民局長から報告があった。

平成22年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時  
平成22年 3月24日（水）午後 2時から
- 2 場所  
神戸市長田区浪松町 3－2－5 兵庫県西神戸庁舎 4階401会議室
- 3 被聴聞者  
商号又は名称 有限会社ハウジングプラザ神戸  
代表者氏名 右 近 修 次  
事務所所在地 神戸市西区王塚台 7－115  
免 許 番 号 兵庫県知事(3)第10426号  
免 許 年 月 日 平成20年 6月 8日



**兵庫県告示第267号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成22年 4月14日から適用する。

平成22年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表株式会社但馬銀行の項中

「

	同 苦楽園支店	西宮市南越木岩町
--	---------	----------

を

「

	同 苦楽園支店	西宮市南越木岩町
	同 中山寺支店	宝塚市中山寺

に改める。

**公 告**

**大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）ホームプラザナフコ猪名川店  
所在地 川辺郡猪名川町つつじが丘二丁目33番 2号
- 2 同法第8条第1項の規定により猪名川町から聴取した意見の概要
  - (1) 交通安全対策について  
計画地は住宅地に隣接しているため、案内誘導看板や照明、退店車両用の警告灯を設置する等、周辺住民の安全対策を十分に行うこと。また、混雑が予想される場合は交通誘導員を配置し、交通渋滞の緩和に努めること。
  - (2) 通学上の安全確保について

計画地に隣接して小学校が存するので、学童の通学等について安全確保に努めること。

(3) 騒音・光害対策について

工事中のみならず店舗開業後も周辺環境の保全に配慮し、問題が生じた場合は誠意をもって解決に当たること。

また、小学校から視認可能な位置に店舗が存するため、外部電飾の配置等について配慮すること。

(4) 緊急車両の通行等の確保について

路上における違法駐車対策を講じるほか、周辺地域における災害発生時に店舗の出入口付近において緊急車両等の通行の妨げとならないよう運用上の配慮を行うこと。

(5) 屋外広告物について

屋外広告物に係る規制を遵守し、周辺地域の景観に配慮すること。

(6) 町開発指導要綱等について

町開発指導要綱第6条第2項の承認内容を遵守し、周辺地域の生活環境に配慮すること。

また、文化財の発見があった場合は、速やかに教育委員会生涯学習課へ連絡すること。

3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
川西市	夜間、深夜及び早朝に青少年が蝟集し、近隣住民や営業時間帯等における店舗、来客に対して迷惑行為等を行うことがないように、その防止に向けた体制や環境の整備に努めること。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成22年3月12日から1月間

企 業 庁 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年3月12日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 岩 田 修 三

1 調達内容

(1) 購入する物品等の名称及び数量

兵庫県企業庁姫路利水事務所 船津浄水場で使用する電気

予定使用電力量 14,638,000kWh

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成22年7月1日(木)から平成24年3月31日(土)まで

(4) 履行場所

姫路市船津町字平田4552-1 船津浄水場

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けたものとする。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。

(3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ているもの又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っているものであること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所  
電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間  
平成22年3月12日（金）から同年4月20日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 閲覧場所  
ア 平成22年3月12日（金）から同月31日（水）まで  
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地  
兵庫県企業庁姫路利水事務所  
電話（079）281-9604  
イ 平成22年4月1日（木）から同月20日（火）まで  
〒679-2101 姫路市船津町字平田4552-1  
兵庫県企業庁姫路利水事務所  
電話（079）232-5661
- 4 入札説明書の交付期間及び場所
- (1) 交付期間  
平成22年3月12日（金）から同月29日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 交付場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁管理局水道課  
電話（078）341-7711 内線 5438
- 5 入札参加の手続  
この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び競争参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を入札説明書に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (1) 提出期間  
平成22年3月15日（月）から同月29日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出場所  
上記4(2)に同じ。
- 6 入札手続等
- (1) 入札、開札の日時及び場所  
日時 平成22年4月21日（水）午後1時30分から  
場所 兵庫県庁西館5階会議室（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
- (2) 入札の方法  
上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成22年4月20日（火）午後5時までに上記3(2)イの場所に必着のこと。
- (3) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年4月19日（月）の午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。  
ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。  
入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成22年3月29日（月）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成22年7月1日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札及び開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが

公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とし  
ないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことによ  
り落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関  
係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否  
要

#### 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 詳細は入札説明書による。
- (3) 問い合わせ先  
上記3(2)又は4(2)に同じ。

#### 8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Syuuzou Iwata, Director of Himeji Water Utilization Office, Public Enterprises Agency,  
Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature of the products to be purchased:  
Electricity to be used in Funatsu Water Purification Plant
- (3) Delivery period: From July 1, 2010 to March 31, 2012
- (4) Delivery places:  
Funatsu Water Purification Plant
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 March 29, 2010
- (6) Deadline for tender:  
13:30 April 21, 2010 by direct delivery,  
17:00 April 20, 2010 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mrs.Oonishi, Himeji Water Utilization Office, Public Enterprises Agency,  
Hyogo Prefectural Government 1-98, Houzyou, Himeji-City 670-0947  
TEL (079)281-9604 (to March 31, 2010), 4552-1, Aza-Hirata, Funatsu-Cho, Himeji-City 679-2101  
TEL (079)232-5661 (from April 1, 2010)